

中井町長選挙が行われます

11月13日(金)に任期満了となる中井町長選挙が次のとおり行われます。

当日投票所に行けない方も、不在者投票などを活用し、貴重な一票を確実に投票しましょう。

問合せ

選挙管理委員会 ☎ (81) 1111



投票できる人

投票できる人は、次の要件をすべて満たす人です。ただし、一定の欠格事項に該当する人は除きます。

① 平成20年10月26日までに生まれた人

② 令和8年7月19日までに転入届を出したか、または住民票が作成された人で、投票日まで引き続き中井町の住民基本台帳に登録されている人

※投票できる人には、10月20日までに世帯ごとに入場券を送付します。

※入場券が届いた人でも、投票前に他市区町村に転出した場合は投票できません。

選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、告示日(10月20日)以降に、新聞折込および町内公共施設などへの配架を予定しています。また、町ホームページでも電子版の公報を公開します。選挙公報は、期日前投票所を含め、各投票所でもご覧いただけますので、投票の際にご活用ください。

不在者投票

選挙期間中に投票所、または期日前投票所にお越しになれない方は、次の方法により投票することができます。不在者投票には郵送などの日数を要するため、希望される場合はお早めに町選挙管理委員会へご連絡ください。

○他市区町村での不在者投票

選挙期間中に、出張などにより他市区町村に滞在している場合には、町選挙管理委員会から事前に投票用紙などの交付を受けた上で、滞在地の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

※他市区町村で不在者投票を行う場合には、滞在地の市区町村の指定する不在者投票所で、受付時間内に投票を行う必要があります。

※不在者投票を行った場合でも、選挙当日までに中井町に投票用紙が届かなかつた場合、投票が無効になります。

○入院（所）中の人の不在者投票

選挙期間中に病院や老人ホームなどに入院・入所をしている人（する予定の人）は、病院長などに不在者投票をしたい旨の申し出をすれば、病院長などの管理のもとで投票することができます。詳しくは、入院（所）中の病院や老人ホーム、町選挙管理委員会におたずねください。

※各病院、施設ごとに申し出の締め切り期限が異なります。

※不在者投票の申請を行った後で投票前に退院（所）した場合は、投票所での投票ができなくなります。

○郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるなど、以下の表に掲げる事項に該当する方は、選挙管理委員会からあらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受け、ご自宅などで投票することができます。

郵便投票証明書の交付には事前の申請、審査が必要になりますので、希望する方は、お早めに町選挙管理委員会へご相談ください。



郵便投票ができる基準（次のいずれかひとつに該当）

種別	対象となる障害の程度や介護度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害（１級または２級） 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害（１級または３級） 免疫、肝臓の障害（１級から３級）
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害（特別項症から第２項症） 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害（特別項症から第３項症）
介護保険証	要介護５